

中小企業関係税制改正に関する最重要要望事項について

平成24年12月3日
東京都中小企業団体中央会

我が国経済は、東日本大震災の復興需要が息切れし、外交問題が観光産業や部材輸出産業をはじめ地域中小企業に影響を与えるなど景気の下振れがみられる。

特に、地域の中小企業は、原油高騰による収益圧迫、依然として続く円高傾向による海外生産・調達加速化、電力料金値上げの影響等により、来年に向けた景気先行きに対して大きな不安を抱えている。

このような中で、中小企業が事業を継続し、雇用を維持し、発展・成長を図っていくため、下記の税制改正の実現を強く要望する。

記

1. 中小企業等の発展・成長に向けた税制の強化

(1) 制度化された事業承継税制が中小企業に広く活用されるよう次の措置を講じるともに、事業承継を妨げることになる相続税の増税は絶対に行わないこと。

- ① 役員の退任要件を代表取締役に限定すること。
- ② 雇用の8割維持要件を毎年ではなく5年間の平均とし、未達成の場合は下回った部分に限定した納税とすること。
- ③ 親族以外の事業承継者も対象とすること。
- ④ 5年経過後の納税猶予額を全額免除とすること。
- ⑤ 小規模会社が所有する事業用土地についても相続時精算課税制度における小規模宅地の特例を適用すること。

(2) 中小企業組合を含む中小企業者の軽減税率を11%以下に引き下げること。

(3) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除上限の引上げなど中小企業の研究開発促進税制を強化すること。

(4) エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）について、即時償却制度の対象設備を拡大し、適用期限を延長するなど制度の強化を図ること。

(5) 火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入の特例措置を延長すること。

2. 消費税への万全な対応等

- (1) 消費税の5割強を納めている中小企業の納税手続きの負担が増えることとなる軽減税率制度等は、このたびの二段階にわたる税率引上げ後に実施に向けた検討を行うこと。
- (2) 消費者と直接対面する中小商業・サービス業の店舗改装、陳列等付属設備、器具・備品の導入等を促進する新たな特例措置を創設すること。
- (3) 表示・価格転嫁カルテルの容認、業種別価格転嫁ガイドラインの作成支援など万全な転嫁対策を講じること。
- (4) 価格転嫁に関する説明の際には、価格競争力の強化など中小企業の経営革新支援と一体となった広報を行うこと。
- (5) デフレ下での消費税引上げによる景気への影響を最小限にとどめるため、中小企業の交際費について、現行の損金算入限度額（現行年600万円までのうちの90%）の制限を廃止し、全額損金算入を認めること。
- (6) 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として創設された地方法人特別税の廃止も含めて、法人住民税及び法人事業税を見直すこと。